

工事監督支援業務委託実施要領（案）（参考）

1 目的

この要領は、千葉県が発注する土木工事の施工に必要な工事監督支援業務を委託する場合に必要な事項を定めることにより、業務委託の適正な履行を図ることを目的とする。

2 調査職員

委託契約を締結した発注者は、3の各号に掲げる業務を受注者に行わせるため調査職員（総括調査員、主任調査員、調査員を総称していう。）を任命し、速やかにこれを通知するものとする。

複数の主任調査員を任命した場合は、そのうち1人を代表主任調査員として委託業務の調整を行わせる。

3 委託できる工事監督支援業務

委託できる工事監督支援業務の内容は、次の各号に掲げる業務とする。

- 一 請負工事の契約の履行に必要な資料の作成。
- 二 請負工事の施工状況の照合等。
- 三 地元及び関係機関との協議・調整に必要な資料等の作成。
- 四 工事検査等への臨場。
- 五 その他

4 対象とする工事

工事監督支援業務委託の対象とする工事は、全体の工事件数、工事内容、現場条件及び職員の数等を十分勘案したうえで定めるものとする。

（主務課と別途協議のうえ決定するものとする）

5 委託員数及び委託期間

別に定める「工事監督支援業務採択要領」（案）（参考）によるものとする。

（主務課と別途協議のうえ決定するものとする）

6 積算基準

委託費の積算は、別に定める「工事監督支援業務委託積算基準」によるものとする。

7 工事監督支援業務

工事監督支援業務は、「千葉県請負工事監督検査事務処理要領」及び「建設工事監督技術基準」に基づき行うものとする。

なお、「建設工事監督技術基準」は発注者が受注者に貸与する。

8 工事監督支援業務を委託する場合の土木工事施工業者への通知

対象土木工事の特記仕様書に工事監督支援業務委託を行うこと及び管理技術者及び担当技術者の立場を明記するものとする。